

掛川市条例第23号

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月5日

掛川市長

(別紙)

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例

掛川市都市計画税条例（平成17年掛川市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 （略） （<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （<u>法附則第15条第45項</u>の条例で定める割合）</p> <p>7 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8～17 （略）</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、<u>第42項、第44項、第45項</u>若しくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 （略） （<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合）</p> <p>7 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8～17 （略）</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、<u>第42項から第44項まで</u>若しくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

1 この条例（例）は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の次に二項を加える改正規定（附則第五項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例（例）による改正後の市（町・村）都市計画税条例（例）の規定は、平成二十九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第三十六項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

この条例（例）は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第十五項の改正規定（「若しくは第四十五項」を「、第四十五項若しくは第四十八項」に改める部分に限る。）は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第号）の施行の日から施行する。

この条例（例）による改正後の市（町・村）都市計画税条例（例）の規定は、平成三十年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。